

学校法人九州文化学園長崎短期大学と
社会福祉法人佐世保市社会福祉協議会との
連携協力に関する協定書

学校法人九州文化学園長崎短期大学と社会福祉法人佐世保市社会福祉協議会は、相互の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、両者が所有する知的・人的・物的資源を有効に活用し、連携を図ることで地域福祉の発展に寄与するとともに、地域社会における福祉人材の育成に資することを目的とする。

(連携事項)

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 地域福祉の増進に関すること
- (2) ふくし教育の推進及び福祉人材の育成に関すること
- (3) 評価や調査研究に関すること
- (4) ボランティア活動の振興に関すること
- (5) 保育や介護人材の養成支援に関すること
- (6) 協働企画及び運営支援に関すること
- (7) その他、前条の目的を達成するために必要と認める事項

(秘密保持)

第3条 この協定に基づき、両者が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承認を得た場合は、この限りではない。

(協定期間)

第4条 この協定は、協定締結の日から発効し、両者いずれかの申出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、両者が協議の上、定めるものとする。

この協定書は2通作成し、両者が署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年2月4日

学校法人 九州文化学園
長崎短期大学

学 長 安部 恵美子

社会福祉法人
佐世保市社会福祉協議会

会 長 深江 海人